

①案

第1分科会委員による財政局審査

第1分科会

第2分科会

第3分科会

第4分科会

第5分科会

- ①財政局審査は傍聴できない。
- ②第1分科会委員以外の非交渉会派・無所属議員は発言、傍聴できない。
- ③分科会での委員差し替えは可。

②案

第1分科会委員による財政局審査

第1分科会
(財政局) **単独開催**

(財政局除く)

第2分科会

第3分科会

第4分科会

第5分科会

- ①財政局審査は議員の傍聴を認める。
- ②財政局審査における委員外議員発言は分科会が認めれば可。
- ③分科会での委員差し替えは可。

③案

予算・決算特委による財政局審査

財政局審査
(予決算特委)

第1分科会
(財政局除く)

第2分科会

第3分科会

第4分科会

第5分科会

- ①財政局審査は全議員により審査し、質疑は、会派代表制、会派持ち時間制で行う。
- ②非交渉会派・無所属議員が発言できる。
- ③分科会での委員差し替えは可。